飛騨高山ケーブルネットワーク番組基準

I 基本な考え方

飛騨高山ケーブルネットワーク株式会社は、生活圏域の放送機関として、地域の文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の繁栄に役立ち、平和で豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる放送を行う。

Ⅱ 基本方針

放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を十分に発揮し、内容の充実に努める。

- 1 生活に役立つ地域情報の提供
- 2 正確で迅速な放送
- 3 健全な娯楽
- 4 教育・教養の進展
- 5 児童および青少年に与える影響
- 6 節度を守り、真実を伝える広告

Ⅲ 番組基準

有線テレビジョン放送の番組及び広告などすべての放送は次の基準によるものとする。

1 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
- (4) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

2 法・政治・経済

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (2) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (3) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (4) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (5) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響、混乱を与える恐れのある場合は、取り扱いに注意する。
- (6) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- 3 児童及び青少年への配慮
 - (1) 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
 - (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
 - (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
 - (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

4 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5 教育・教養

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (2) 教養番組は、視聴者が生活の知識を深め、一般的教養の向上と豊かな情操の涵養並びに円満な常識を培う番組であるよう努める。

6 宗教

- (1) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- (2) 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。
- (3) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視することや、科学を否定する内容にならないように留意する。

7 表現上の配慮

- (1) 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。
- (2) わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
- (3) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- (4) 人心に動揺や不安を与えるおそれのある内容のものは慎重に取り扱う。
- (5) 方言を使う時は、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように留意する。
- (6) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (7) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (8) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように留意する。
- (9) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように留意する。
- (10) ショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、 視聴者の利益を損なうものであってはならない。
- (11) サブリミナル的表現手法はしようしない。
- (12) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙「アニメーション等の映像手法などについて」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分配慮する。

8 懸賞

- (1) 懸賞募集では、応募の条件、締め切り日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は一部を省略することができる。
- (2) 懸賞番組では、応募者または参加者の全てが、公正な審査により、応募者の技能及び能力によって受賞するものでなければならない。
- (3) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないようにし、社会常識の範囲内にとどめる。

9 広告

- (1) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
- (2) 広告は、放送時刻を考慮し不快な感じを与えないように注意する。
- (3) 番組と広告放送との区別がつかないような表現方法、描写をしてはならない。

10 訂正

(1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。